

【1988年3月16日】厚生年金基金制度の改定について（諮問書、要綱）

年金審議会

昭和63年3月16日

年金審議会

会長 福武 直 殿

厚生大臣 藤本 孝雄

諮問書

厚生年金基金制度を別添のとおり改正することについて、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第5条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

#### 厚生年金基金制度改正案要綱

##### 1. 年金給付の努力目標に関する事項

厚生年金基金（以下「基金」という。）は、その支給する年金給付の水準が、加入員であった期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金は相当する額の2.7倍に相当する水準に達するよう努めるものとする。

##### 2. 中途脱退者等に係る年金通算制度の充実に関する事項

厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が、基金の申出に基づき、その中途脱退者の一時金（プラスアルファ部分）を現行の年金給付（老齢厚生年金の代行部分）の上乗せとして支給できる意を開くこと。

基金の解散の場合も同様とすること。

##### 3. 解散基金加入員の年金給付の確保事業（支払保証制度）に関する事項

母体企業の倒産等により基金が解散したとき、連合会が現行の年金給付（老齢厚生年金の代行部分）の上乗せとして当談基金のプラスアルファ部分の一定額の年金の支給を保証できる途を開くこと。

#### 4. 小規模基金の事務の共同処理に関する事項

小規模基金の事務費負担を軽減するため、連合会がその業務の委託を受け共同処理できる途を開くこと。

#### 5. 年金数理の適正化に関する事項

基金及び連合会の年金給付に関する業務は、適正な年金数理に基づき行わなければならないことを明記すること。

#### 6. その他

監事は、監査の結果に基づき、必要な事項があると認めるときは、理事長又は代議員会等に意見を提出することができることとすること。

#### 7. 施行に関する事項

この改正は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行すること。ただし、2 及び 3 については公布の月から起算して 1 年を超えない範囲で政令で定める日から施行するものとする。